国立国会図書館国会サービス要領

(昭和六十二年八月五 日 館長決定第六号)

同同同令同同和

兀

年

十二月 四月 三月二十九日同 九月 十二日同 十二日同 十二日同

第第第第第第

二号号

叧

四 年

五年十二月 五年

四号 三 六 号

三月

三十一年

二十九

年十二月

 九月
 十七月

 九月
 十七月同

 九月
 十七月同

 九月
 十七月同
 第十九号 第十五号

同同同同同 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 十 一 八 四 二 二 六 四 四 六 五 七 号 号 号 号 号 号 号

同

第十五号

同

五号

|立国会図書館国会サービス要領を次のように定め、

昭和六十二

年八月六日から施行する。 玉

第第第第第第第第第 五号 四号 目

二号 六号 七号 第一 次 章

総則

第二節 第一 節 通則 連絡調整の組織 (第一項—第五 (第六項 項) —第九項)

第二章 利用案内及び閲覧

第一節 館の利用に係る案内 (第十項)

第二節 閲覧 (第十一項—第十七項)

第三章 貸出し

第一節 貸出 しの対象者 (第十八項・ 第十九

項

貸出 しの手続 (第二十項—第二十五項

貸出資料 (第二十六項·第二十七項)

第四節 貸出期間及び更新の手続 (第二十八項—第三十項)

第五節 返却の督促等 (第三十一項—第三十三項

第六節 貸出し等に係る連絡 (第三十四項)

第七節 資料の亡失等に係る措置 (第三十五項—第三十七項)

第四章 複写

第一 節 事務用の複写(第三十八項―第四十三項)

第二節 有料の複写及び特別複写(第四十四項・第四十五項)

第五章 書庫立入り (第四十六項)

第五章の二 送信 (第四十七項)

第六章 レファレンス及び調査

第一節 通則(第四十八項—第五十一項)

第二節 接受及び回付(第五十二項―第五十六項

第三節 回答の指針及び方法 (第五十七項—第五十九項)

第四節 事務用職員貸出し(第六十項・第六十一項)

第七章 雜則(第六十二項—第六十四項)

第一章 総則

第一節 通則

(目的

局 う。)及び国会関係者に対する図書その他の図書館資料(この項 査」という。)(以下「国会サービス」と総称する。)の基本と 館サービス及び依頼に基づき調査及び立法考査局(以下 サービスの事務の分担及び協力体制を定めるとともに、当該図書 会図書館資料利用規則(令和四年国立国会図書館規則第 に規定する電子情報を除く。 この要領は、 「利用規則」という。) 「館」という。)が全館的に行う国会議員 という。)が行う国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五 以下同じ。)(以下「資料」と総称する。)に係る図書館 第十五条第一号から第三号までに規定する奉仕 国会の諸活動に資するために国立国会図書館 第二条第二号に規定する電子情報をい 以下同じ。)及び電子情報 (以下「議員」とい (以 下 一号。 (国立国 調 調 以 以 査

供を図ることを目的とする。なる指針について定め、もって国会サービスの迅速かつ的確な提

(国会サービスの態様)

出し、複写、送信及びレファレンス並びに調査とする。
2 この要領における国会サービスの態様は、利用案内、閲覧、貸

(適用範囲)

おいて処理できるものについては適用しない。 この要領は、調査局国会分館の所掌に係る事務で、同課のみに

(国会関係者の定義)

4 この要領において、国会関係者とは、次の各号に掲げる者をい

う。

議員であった者(以下「前・元議員」という。)

- う。)を帯用しているものをいう。以下同じ。) の出入りのために必要な通行証(以下「会館通行証」といくは参議院(以下「院の出入記章」という。)又は議員会館に必要な記章(以下「院」という。)が定める院の出入りのため 十二条に規定する秘書その他議員に使用される者で衆議院若し二 議員の秘書(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百三
- 国会職員(館の職員を除く。以下「国会職員」という。)三 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に掲げる
- 四 院の会派職員(以下「会派職員」という。
- 行証を帯用するもの(以下「政党職員」という。) 五 院の会派を構成する政党の職員で、院の出入記章又は会館通
- 六 議員団体職員で、院の出入記章又は会館通行証を帯用するも

0) (以下「議員団体職員」という。)

七 前各号に掲げる者のほか、 館長が特に認める者

(利用の制限等)

5 び国会関係者に対しても利用の制限等をするものとする。 利用規則第七条に規定する利用の制限等をする資料は、 ただし、 議員及

館長が特に必要があると認めたときは、 必要な条件を付して利用

させることができる。

第二節 連絡調整の組織

|国会サービス連絡担当者等)

6 る係を国会サービス連絡担当班とする。 号に掲げる課に国会サービス連絡担当者を置き、当該各号に掲げ 国会サービスに係る事務の連絡調整を円滑に行うため、 次の各

総務部総務課 国会係

総務部支部図書館・協力課 サービス係

Ξ 調査局調査企画課 企画係

兀 調査局国会レファレンス課 (以 下 「国会レファレンス課」 ح

いう。) 文献提供係

Ŧī. 調査局議会官庁資料課 運営企画係

六 調査局国会分館 サービス運営係

七 収集書誌部収集・書誌調整課 総括係

八 利用者サービス部サービス企画課 レファレンス係

九 利用者サービス部サービス運営課 (以下「サービス運営課

という。 サービス総括係

+ 利用者サービス部図書館資料整備課(以下「図書館資料整備

ものとする。

課」という。) 雑誌資料係、 新聞係及び図書整備室図書資料

利用者サー ビス部複写課 (以下「複写課」という。)

館

内複写係

<u>+</u> 電子情報部電子情報企画 課 電子情報企画係

十三 関西館総務課 総務係

十四四 関西館文献提供課 参考係

十 五 関西館アジア情報課 総括係

十六 国際子ども図書館資料情報課 (以下「資料情報課」とい

う。 情報サービス係

7 前項の国会サービス連絡担当者は、当該各号に掲げる課に所属

8 する職員のうちから、 第六項の連絡調整に必要があるときは、国会サービス連絡担 当該課の長がそれぞれ指名する。

当

者その他の者をもって構成する国会サービス連絡会議を適宜開催

する。

9 レンス課において行う。 前項の国会サービス連絡会議の開催に係る事務は、 国会レファ

第二章 利用案内及び閲覧

第一節 館の利用に係る案内

館の利用に係る案内の事務分担)

10 議員及び国会関係者に対する館の利用に係る案内の事務は、

国会レファレンス課において行う。ただし、来館して案内を求め られたときは、 それぞれのカウンターにおいて適切な措置を採る

7二 飲

(議員及び国会関係者に対する特別措置)

- の便宜を図るものとする。11次の各号に掲げる者には、当該各号に掲げる閲覧室等の利用
- 研究室) 一議員及び議員から同席を指示若しくは依頼された者又は前・
- 又は議員が特に委嘱した専門家等 本館第二閲覧室 二 議員の秘書、国会職員、会派職員、政党職員、議員団体職員
- のとする。 保又は事務室における閲覧の便宜の提供等の適切な措置を採るもサービスの提供が困難な場合には、他の閲覧室等の閲覧座席の確12 前項の閲覧室等において満席その他の理由により十分な閲覧

(閲覧時間)

- る閲覧時間と同一とする。13 閲覧室等における閲覧時間は、利用規則第二十五条に規定す
- 等により、当該閲覧時間を変更することができる。長は、国会審議の状況、議員閲覧室及び議員研究室の利用の状況にかかわらず、次のとおりとする。ただし、調査及び立法考査局は、議員閲覧室及び議員研究室における閲覧時間は、前項の規定
- から午後七時まで 国会の会期中又は参議院の緊急集会中にあっては、午前九時
- 前号の期間以外の期間にあっては、午前九時から午後六時ま

で

(閲覧業務を行わない日)

- 一 議員閲覧室及び議員研究室 土曜日及び利用規則第十六条のときは、臨時に閲覧業務を行い、又は行わないことができる。に掲げるとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた15 閲覧業務を行わない日は、次の各号の区分に応じ、当該各号
- 館日及び同条第四項に基づく臨時休館日を除く。)であって、規定による東京本館の休館日(同条第一項第四号に規定する休
- 国会の審議が行われない日
- 一、 前号に掲げる閲覧室等以外の東京本館の閲覧室等 利用規則一、 前号に掲げる閲覧室等以外の東京本館の閲覧室等 利用規則二、 前号に掲げる閲覧室等以外の東京本館の閲覧室等 利用規則

(国会職員の登録)

- おいて、利用者登録証を交付するものとする。 16 国会職員に対しては、その申請に基づき、サービス運営課
- きは、当該利用者登録証は、その効力を失う。17 利用者登録証の交付を受けた国会職員がその身分を失ったと

第三章 貸出し

節 貸出し Ō 対象者

貸出しの対象者

- 18 資料の貸出しは 次の各号に掲げる者に限り行うものとする。

議員

- 前・元議員で議員閲覧室又は議員研究室に来室している者
- 国会職員

身分の証明

- 19 る書類の提示を求めることができる。 職員はその者に対し記章帯用証その他その身分を証明するに足 議員の秘書が議員を代理して貸出しの手続を行うときは、 館
- 第二節 貸出しの手続

(貸出しの手続

- 20 ろにより、 出しの手続を行うことができないときは、 通信回線の故障その他の事由により本文に規定する方法により貸 も図書館児童サービス課が所管する資料を貸し出すとき及び電気 いて作成された貸出票により行うものとする。ただし、国際子ど という。)において、 資料の貸出しは、当該資料を所管する課 貸出しの手続を行うものとする。 利用者サービスシステムに係る機器を用 館長が別に定めるとこ (以下「資料所管課
- る。 する関西 前 項の規定にかかわらず、 館 の所蔵資料の貸出しの手続は、 東京本館に来館した国会職員に対 次に掲げるとおりとす
- 資料所管課に回付する。 資料の貸出しの申込みは、 サ ^ービス運営課において受け付け、

- け 0 は、 引渡し及び資料所管課に返却する資料の国会職員からの引受 資料所管課において貸出しの手続を行った資料 サービス運営課において行う。 の国会職員
- 22 のため特に必要があると認めたときは、 いて行うものとする。ただし、館長が国会の諸活動に関する業務 十号)第十二条に規定する場所及び第十四条に規定する時間にお 図書館資料職員等貸出内規 国会職員に対する資料の貸出し及び返却の手続は、 (昭和六十二年国立国会図書館内規第 この限りでない 玉 立 玉 会
- 23 は、 者に対して、 えるものとする。 合において、資料の貸出しを受けようとする者が国会職員のとき 資料の貸出しに際し、 国会の施設内に限り当該資料を利用することができる旨を伝 資料保存上の注意事項を伝えるものとする。 館の職員は、 貸出しを受けようとする この場

(貸出手続の代行

- 24 する貸出しの手続は関西館総務課の職員が代行する ファレンス課の職員が、 びに国立国会図書館検索・申込オンラインサービスを通じて館外 から貸出しの申込みを行った議員に対する貸出しの手続は国会レ 議員閲覧室又は議員研究室に来室した議員及び前・元議員並 関西館の特別研究室に来室した議員に対
- 25 知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で 事項を記録した電磁的記録 けた資料の授受は、 本人(議員の場合は、その代理人を含む。)との間の貸出しを受 館の職員が貸出しの手続を代行したときは、 別に定める借用書(当該借用書に記載すべき (電子的方式、 磁気的方式その他人の 代行した職員と

あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下同じ。)を含む。)により行うものとする。

第三節 貸出資料

(貸出資料の数)

とに、未返却のものの数を含め、一人につき五点以内とする。書館資料整備課が所管する資料にあっては、貸出手続の場所)ご26 貸出資料の数は、議員に対するものを除き、資料所管課(図

(貸出しをしない資料)

ることができる。 特に必要があると認めたときは、必要な条件を付して貸出しをす7 次の各号に掲げる資料は、貸出しをしない。ただし、館長が

の非図書資料その他保存又は管理上特別の取扱いを必要とするフィッシュを除く。)、映像資料、録音資料、機械可読資料等の及び館が所蔵する明治期以降に刊行された図書のマイクロ資料認められているものを除く。)、新聞原紙及びマイクロ資料認められているものを除く。)、新聞原紙及びマイクロ資料

資料室等において常備すべき開架資料

三 前各号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と

認めた資料

第四節 貸出期間及び更新の手続

(貸出期間)

資料の貸出期間は、一月以内とする。ただし、次の各号に掲

げる貸出しについては、一週間以内とする。

- 一 雑誌の貸出し
- 一 館の他の施設から取り寄せた資料の国会職員に対する貸出

(貸出期間の更新)

る貸出しを除く。)については、その更新を認めない。 号に掲げる貸出し(製本された雑誌の議員及び前・元議員に対す29 資料の貸出期間の更新は、一回限りとする。ただし、前項各

き、当該資料の現物を確認するものとする。 資料の貸出期間の更新に当たっては、議員に対するものを除

第五節 返却の督促等

(返却の督促)

31 続を代行した資料については、その代行をした職員が所属する課 該資料の返却を督促するものとする。ただし、 とする。 国会レファレンス課) に掲げる各課をいう。 四年国立国会図書館規則第一号)第二十八条から第三十八条まで (代行をした職員が調査各課 資料の貸出期間を経過したときは、 において、 以下同じ。 (国立国会図書館組織規則)に所属する場合にあっては、 当該資料の返却を督促するもの 資料所管課におい 館の職員が貸出手 (平成十 て、 当

返却を求めることができる。
じ。)及び調査局の長の名による文書その他適宜の方法により、その所属する部(関西館及び国際子ども図書館を含む。以下同32 前項の督促に応じない者に対しては、資料所管課において、

(貸出期間内の返却の請求)

33 館長が特に必要があると認めたときは、資料の貸出期間内で

あっても、当該資料の返却を求めることができる。

第六節 貸出し等に係る連絡

〈貸出し等に係る部及び調査局の間の連絡)

ては、国会レファレンス課を中心に相互に密接に行うものとする。34 資料の貸出し及び返却に係る部及び調査局の間の連絡につい

第七節 資料の亡失等に係る措置

(資料の亡失及び損傷に係る措置)

35

原因並びに責任の所在及び範囲を明らかにするものとする。査各課に所属する場合にあっては、国会レファレンス課)がそのは貸出手続の代行をした職員が所属する課(代行をした職員が調の資出しをした資料が亡失又は損傷したときは、資料所管課又

36 資料の亡失又は損傷に係る損害賠償の手続は、別に定めると

37

供するものとする。

(代) 資料所管課又は貸出手続の代行をした職員が所属する課(代) 資料所管課又は貸出手続の代行をした職員が調査各課に所属する場合にあっては、国会レファ (大) でまる (大) で (

第四章 複写

第一節 事務用の複写

(事務用の複写の範囲等)

えた分についても無料とすることができる。 だし、当該複写を処理する課の長が認めたときは、その枚数を超にあっては、二十枚以内)で処理できるものは、無料とする。た復写を含む。)で、一件当たり四十枚以内(第三号に掲げるもの38 次の各号に掲げる複写(マイクロ資料等のプリンターによる

- 議員及び議員の秘書からの依頼による複写
- 二 前・元議員からの依頼による複写
- は調査の処理に伴う複写 三 国会関係者(議員の秘書を除く。)に対するレファレンス又

は、「四十枚に相当する分量の範囲内」とする。当該方法による複写については、同項中「四十枚以内」とあるの法によるものは、同項第一号に規定する複写に限るものとする。3 前項に規定する複写のうち電気通信回線を通じて送信する方

処理する課の長が認めたときは、行わない。料の記録形式その他の事情に照らして不適当であると当該複写を40 前項に規定する方法による複写は、当該方法によることが資

(事務用の複写の処理)

- みを受け付けた課が処理するものとする。 において複写する資料を提示して申込みをした複写 当該申込を含む。以下この項において同じ。)の閲覧室等のカウンター 依頼者が資料所管課(電子情報の閲覧に関する事務を行う課
- とする。 国会レファレンス課が資料所管課等と協力して処理するもの国会レファレンス課が資料所管課等と協力して処理するもの一 東京本館に申し込まれた館の他の施設が所蔵する資料の複写
- 協力して処理するものとする。
 設が所蔵する資料に係るもの 関西館総務課が資料所管課等と三 依頼者が関西館に来館して申込みをした複写で、館の他の施
- 管課等と協力して処理するものとする。館の他の施設が所蔵する資料に係るもの。資料情報課が資料所四、依頼者が国際子ども図書館に来館して申込みをした複写で、
- 調査局において処理するものとする。む。)については、当該レファレンス又は調査を処理する部又はもの(複写する資料を検索により特定する必要があるものを含2 第三十八項に規定する複写で、レファレンス又は調査に係る
- 複写課又は文献提供課において処理するものとする。 ついては、前二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、より複写課又は文献提供課において処理することが適当なものに 第三十八項に規定する複写で、技術上の理由その他の理由に

第二節 有料の複写及び特別複写

(有料の複写)

44

第三十八項の規定に該当しない複写については、国立国会図

書館法第二十一条第一項第一号に規定する複写の例による。

(特別複写)

料情報課においてこれを行うものとする。料の複写は、同条の規定を準用して、複写課、文献提供課又は資45 利用規則第五十条に規定する特別複写の許可を必要とする資

第五章 書庫立入り

(議員及び国会関係者の書庫立入り)

第五章の二送信

、議員及び国会職員への送信)

第六章 レファレンス及び調査

第一節 通則

(レファレンスの処理)

- ンスに優先して処理するものとする。 48 議員又は国会関係者に対するレファレンスは、他のレファレ
- 49 レファレンスは、各部又は調査局の所掌する事務に応じてこ

れを処理するものとする。

(処理の調整)

ては、当該部又は調査局が定めるところによる。 5 部内又は調査局内におけるレファレンスの処理の調整につい

査の処理に対する協力に係る連絡は、国会レファレンス課が行う51 部及び調査局の間におけるレファレンスの処理の調整及び調

第二節 接受及び回付

ものとする。

(調査局における接受及び回付)

ほか、他課においてもこれを行うことができる。「依頼」という。)の接受は、国会レファレンス課において行う2.調査局におけるレファレンス又は調査に係る依頼(以下単に

のを除き、速やかに国会レファレンス課に回付するものとする。たときは、その内容が明らかに当該課の所掌する事務に属するも3 調査局の国会レファレンス課以外の課において依頼を接受し

.部における接受及び回付)

(接受の際の留意事項)

びに連絡先を確認するものとする。するように努めなければならない。また、回答の期限及び方法並55 依頼を接受するに当たっては、特に依頼の内容を的確に把握

部において依頼を接受するに当たり、依頼の内容を的確に把

56

とが困難な場合には、直ちに国会レファレンス課に連絡するもの握することが困難な場合その他依頼者の要求に十分に対応するこ

とする。

第三節 回答の指針及び方法

(回答の指針)

者の要求と異なる措置をとることができる。 ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、依頼5 回答は、依頼者の要求に即したものとなるよう努めなければ

られる場合 館の所掌する事務から判断して回答することが不適当と認め

三 専門的知識を有する職員を欠くため回答することが困難な場二 回答に必要な資料を入手することが困難な場合

合

五 その他依頼者の要求に即して回答することが不可能又は困難四 作業量及び経費等の理由で処理することが困難な場合

な場合

努めなければならない。 程ないこと等について、十分に説明して、その了解を得るように こと、回答の期限、方法又は内容が依頼者の要求と異ならざるを 立と、回答の期限、方法又は内容が依頼者の要求と異ならざるを がして、依頼のあった事項の全部又は一部について回答できない

(回答の方法)

面談又は電話

資料 (電子情報を除く。) の提示、 提供、複写又は貸出し

三 電子情報の提示又は複写

匹 調査報告、 文献目録等(電磁的記録を含む。) の作成

五. 会議への出席、共同研究への参加又は説明員の派遣

第四節 事務用職員貸出し

(事務用職員貸出し)

60 ころによる。 資料の貸出しは、 レファレンス又は調査の事務のために館の職員に対して行う 国立国会図書館資料職員等貸出内規の定めると

(議員貸出しへの切り替え)

61 えることができる。 ら貸出しの要求があったときは、当該資料を議員貸出しに切り替 た職員が所属する課の職員が行うものとする。 前項の規定により職員が貸出しを受けた資料について議員か その手続は、 直ちに当該資料の貸出しを受け

第七章 雑則

、土曜日に関する特例

62 に定めるところにより、その特例を定めることができる。 については、第二章から前章までの規定にかかわらず、 土曜日に行う図書館サービスに係る事務の分担及び協力体制 館長が別

(細部事項)

63 係する部の長が協議して別に定める。 この要領を運用するために必要な細部 事 項 は、 調 査局及び関

(廃止)

64 国会レファレンス事務処理基準 (昭和三十九年館長決定第十

五号)、 (昭和三十七年館長決定第二号)及び議員秘書の接遇及び取扱い 国会議員及び国会関係者の閲覧室 0 利用区分について

に関する件 (昭和三十九年館長決定第三号)は、 廃止する。

改正文(昭和六十二年十一月二十四日館長決定第十四号)抄

昭和六十二年十一月二十四日から施行する。

改正文 (平成四年五月十五日館長決定第四号)

平成四年五月十五日から施行する。

附

則

(平成六年三月八日館長決定第一号)

本件は、 平成六年三月八日から施行する。

本件は、 平成九年七月十四日から施行する。

附

則(平成九年七月十四日館長決定第五号)

附 則(平成十一年十二月九日館長決定第四号)

本件は、 国立国会図書館資料利用規則の一部を改正する規則

成十一年国立国会図書館規則第五号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成十二年一月五日]

附 (平成十一年十二月十六日館長決定第七号)

本件は、 平成十二年一月五日から施行する。

附 (平成十二年五月二日館長決定第五号)

本件は、 平成十二年五月六日から施行する。

附 (平成十三年三月三十日館長決定第四号)

本件は、 平成十三年四月一日から施行する。

附 (平成十三年七月五日館長決定第六号)

本件は、平成十三年七月五日から施行する。

附 則 (平成十三年十二月十八日館長決定第七号)

本件は、 平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日館長決定第二号)

本件は、 平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年五月七日館長決定第十五号)

本件は、 平成十四年五月七日から施行する。

(平成十四年十月三日館長決定第十九号)

附

則

本件は、 平成十四年十月七日から施行する。

則(平成十五年十二月八日館長決定第七号)

附

本件は、 平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月十七日館長決定第五号)

1 本件は、 平成十六年九月二十四日から施行する。

2 本件による改正後の国立国会図書館国会サービス要領の規定は、

平成十六年九月二十四日以後に貸出しを行った資料について適用 同日前に貸出しを行った資料については、なお従前の例によ

る。

附 則 (平成十六年九月二十八日館長決定第六号)

本件は、 平成十六年十月一日から施行する。

附 (平成十七年三月二十九日館長決定第四号)

本件は、 平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年九月一日館長決定第四号)

1 本件は、 平成十八年十月一日から施行する。

2

 \mathcal{O} 登録利用者カードの交付を受けた国会職員に対しては、当該登 本件による改正前の国立国会図書館国会サービス要領第十五 項

> 国会サービス要領第十五項の利用カードを交付するものとする。 録利用者カードと引換えに、本件による改正後の国立国会図書館

附 則 (平成十八年十月二十六日館長決定第六号)

本件は、 国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程 (平成十

八年国立国会図書館規程第三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成十八年十月二十六日)

則 (平成十九年三月二十八日館長決定第二号)

附

本件は、 平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二十七日館長決定第二号)

本件は、 平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日館長決定第四号)

本件は、 平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年十二月二十四日館長決定第八号)

本件は、 平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号)

本件は、 平成二十三年十月一日から施行する。

附 (平成二十三年九月二十二日館長決定第十二号)

本件は、 平成二十三年十月一日から施行する。

附 (平成二十三年十二月二十二日館長決定第十五号)

本件は、 平成二十四年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月六日館長決定第二号]

本件は、 平成二十四年四月六日から施行する。

本件は、 附 平成二十五年七月一日から施行する。 (平成二十五年六月二十一日館長決定第五号)

附 則 (平成二十六年三月七日館長決定第二号)

本件は、 平成二十六年四月一日から施行する。 [以下略]

附 則(平成二十七年五月十五日館長決定第四号)

本件は、

平成二十七年五月十五日から施行する。

則(平成二十七年八月二十一日館長決定第五号)

附

本件は、 平成二十七年九月十七日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日館長決定第六号)

本件は、 平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年十二月八日館長決定第四号)

本件は、 平成三十年一月五日から施行する。

附 則(平成三十一年四月一日館長決定第二号)

本件は、 平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和四年三月二十九日館長決定第二号)

本件は、 令和四年五月十九日から施行する。

附 則(令和四年九月十二日館長決定第六号)

本件は、 第二百十回国会の召集の日から施行する。

(召集の日=令和四年十月三日)

附 則(令和五年三月十日館長決定第三号)

本件は、 著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二

第二条の規定の施行の日から施行する。

(施行の日=令和五年六月一日)

附 則(令和五年十二月八日館長決定第四号)

本件は、 令和六年一月一日から施行する。